

果実飲料品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1683号
 改 正 平成18年 8 月 8 月農林水産省告示第1128号
 改 正 平成19年11月 6 日農林水産省告示第1371号
 改 正 平成23年 8 月31日消 費 者 庁告示第 8 号
 最終改正 平成23年 9 月30日消 費 者 庁告示第 10号

(趣旨)

第1条 果実飲料(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
果実飲料	果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。
果実の搾汁	果実を破砕して搾汁又は裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものをいう。
濃縮果汁	果実の搾汁を濃縮したものの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したものの若しくは還元果汁を混合したものの又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)が別表1の基準以上(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)が別表2の基準以上)のものをいう。
還元果汁	濃縮果汁を希釈したものであって、糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)が別表3の基準以上、別表1の基準未滿(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)が別表4の基準以上、別表2の基準未滿)のものをいう。
果実ジュース	1種類の果実の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。ただし、オレンジジュースにあってはみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの(みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未滿であって、かつ、製品の糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)に寄与する割合が10%未滿のものに限る。)を含む。
オレンジジュース	オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれらにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたもの(みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未滿であって、かつ、製品の糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)に寄与する割合が10%未滿のものに限る。)をいう。
うんしゅうみかんジュース	うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
グレープフルーツジュース	グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
レモンジュース	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
りんごジュース	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ぶどうジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。

パインアップルジュース	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ももジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
果実ミックスジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであって、みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満、かつ、製品の糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）に寄与する割合が10%未満のものを除く。）をいう。
果粒入り果実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁にかんきつ類の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下「果粒」という。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
果実・野菜ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破砕して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁」という。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の原材料に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。
果汁入り飲料	次に掲げるものをいう。 1 還元果汁を希釈したもの若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれらに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について別表4の基準。2種類以上の果実を使用したものにあっては、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）又は酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものを合計して算出した基準）の10%以上100%未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類、はちみつ及び水以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの 2 果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類、はちみつ及び水以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの 3 希釈して飲用に供するものであって、希釈時の飲用に供する状態が1又は2に掲げるものとなるもの

（義務表示事項）

第3条 希釈して飲用に供すべきものとして一般消費者に販売されるものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、使用方法とする。

（表示の方法）

第4条 名称、原材料名及び使用方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 果実ジュースであつて、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあつては「ジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあつては「ジュース（濃縮還元）」と、それ

以外のものにあつては「 ジュース」と記載し、「 」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、砂糖類又ははちみつを加えたものにあつては「 ジュース（濃縮還元）」又は「 ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

イ 果実ミックスジュースであつて、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあつては「果実ミックスジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「果実ミックスジュース」と記載すること。ただし、砂糖類又ははちみつを加えたものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」又は「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

ウ 果粒入り果実ジュースであつて、還元果汁を使用したものにあつては「 果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「 果粒入り果実ジュース」と記載し、「 」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、砂糖類又ははちみつを加えたものにあつては「 果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」又は「 果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

エ 果実・野菜ミックスジュースにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」と記載し、果粒を加えたものにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と記載すること。ただし、砂糖類又ははちみつを加えたものにあつては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

オ アからエまでに規定する名称の文字の次又は最後に「（濃縮還元）」、「（加糖）」又は「（炭酸ガス入り）」と2以上記載すべき場合は、「（濃縮還元・加糖）」等と記載することができる。

カ 果汁入り飲料にあつては、「 % 果汁入り飲料」と記載すること。この場合において、還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものであつて、1種類の果実を使用したものにあつては「 」には糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）の別表3の糖用屈折計示度の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について別表4の酸度の基準）に対する割合を、「 」には使用した果実の最も一般的な名称を記載し、2種類以上の果実を使用したものにあつては「 」には糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）又は酸度（加えられた酸の酸度を除く。）の使用した果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものを合計して算出した基準に対する割合を、「 」には「混合」と記載し、果実の搾汁を希釈して製造したものにあつては「 」には果実の搾汁の原材料に占める重量の割合を、「 」には1種類の果実を使用したものにあつては使用した果実の最も一般的な名称を、2種類以上の果実を使用したものにあつては「混合」と記載すること。

キ カの規定にかかわらず、果汁入り飲料であつて、果粒を加えたものにあつては「 % 果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあつては「 % 果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

ク 希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあつては、カに規定する名称の文字の前に「 倍希釈時」と記載し、 には使用方法に記載した希釈倍数を記載すること。ただし、第5条第4号に規定する表示がなされている場合は省略することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次の

(7)から(キ)に定めるところにより記載すること。

(7) 使用した果実にあつては、その最も一般的な名称を記載し、果粒入り果実ジュースの果粒にあつては、「果粒」の文字の次に括弧を付して使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した果粒以外の果実の種類が2種類以上のものにあつては、「果実」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2種類の果実名を記載し、その他の果実にあつては、「その他」と記載することができる。

(イ) みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合にあつては、(7)の規定にかかわらず、オレンジ以外の果実について、「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等に代えて「みかん類」と記載することができる。

(ロ) 使用した野菜にあつては、その最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した野菜の種類が2種類以上のものにあつては、「野菜」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2種類の野菜名を記載し、その他の野菜にあつては、「その他」と記載することができる。

(ハ) 果実、野菜及び砂糖類以外の原材料にあつては、「果粒」（果粒入り果実ジュース以外のものに限る。）、「はちみつ」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

(ニ) 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(ホ) 使用した砂糖類が2種類以上のものにあつては、(ニ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(ケ) 印刷瓶入りの果実飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入り果実飲料」という。）の場合には、「異性化液糖」にあつては「液糖」と、「砂糖・異性化液糖」にあつては「砂糖・液糖」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同府令第1条第2項第5号括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(3) 使用方法

「倍希釈」、「倍に薄めてお飲みください」等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（以下「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

3 印刷瓶入り果実飲料にあつては、義務表示事項の表示は加工食品品質表示基準第4条第2項の規定及び前項の規定によらないで行うことができる。この場合において、表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）（以下「JIS Z8305」という。）に規定する5.5ポイントの活字以上の大

きさの統一のとれた活字とする。

- 4 印刷瓶入り果実飲料にあっては、加工食品品質表示基準第3条第1項第3号に規定する事項の表示は、ふた以外の箇所に記載することができる。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

- (1) 果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類又ははちみつを加えたものにおいて、商品名の近接した箇所に括弧を付して「JIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字により、「加糖」と記載すること。
- (2) 果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、還元果汁を使用したものにおいて、商品名の近接した箇所に「JIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字により「濃縮還元」と記載すること。
- (3) 印刷瓶入り果実飲料にあっては、(1)の規定により「加糖」又は(2)の規定により「濃縮還元」と記載する場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、ふたに記載することができる。
- (4) 希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあっては、商品名の近接した箇所に「JIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字により「倍希釈時果汁 %」と記載し、には使用方法に記載した希釈倍数を、には名称に表示した割合を記載すること。ただし、名称に「倍希釈時」と記載してある場合は省略することができる。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項については、果実ジュースであって、かつ、原材料に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。

- (1) 生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語
- (2) 天然又は自然の用語
- (3) 純正、ピュアーその他の純粋であることを示す用語
- (4) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則(平成12年12月19日農林水産省告示第1683号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年8月8日農林水産省告示第1128号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から起算して2年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される果実飲料の品質に関する表示については、この告示による改正前の果実飲料品質表示基準の規定の例によることができる。

(印刷瓶入り果実飲料に係る表示の見直し)

- 3 この告示による改正後の果実飲料品質表示基準第4条第1項第2号アの(キ)、第3項及び第4項並びに第5条第3号については、この告示の施行後5年以内に、印刷瓶入り果実飲料の表示の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

附 則(平成19年11月6日農林水産省告示第1371号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年8月31日消費者庁告示第8号)

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日消費者庁告示第10号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

別表1

果 実 名	糖用屈折計示度の 基準 (B x)	果 実 名	糖用屈折計示度の 基準 (B x)
オレンジ	20	西洋なし	22
うんしゅうみかん	18	かき	28
グレープフルーツ	18	まるめろ	20
りんご	20	すもも	12
ぶどう	30	あんず	14
パインアップル	27	クランベリー	14
もも	16	バナナ	46
なつみかん	18	パパイヤ	18
はっさく	20	キウイフルーツ	20
いよかん	20	マンゴー	26
ポンカン	22	グアバ	16
シイクワシャー	16	パッションフルーツ	28
日本なし	16		

注：この表の果実以外の果実（別表2の果実を除く。）にあつては、当該果実の搾汁の平均的な糖用屈折計示度の2倍を糖用屈折計示度の基準とする。

別表2

果 実 名	酸度の基準 (%)
レモン	9
ライム	12
うめ	7
かぼす	7

別表3

果 実 名	糖用屈折計示度の 基準 (B x)	果 実 名	糖用屈折計示度の 基準 (B x)
オレンジ	11	西洋なし	11
うんしゅうみかん	9	かき	14
グレープフルーツ	9	まるめろ	10
りんご	10	すもも	6
ぶどう	11	あんず	7
パインアップル	11	クランベリー	7
もも	8	バナナ	23
なつみかん	9	パパイヤ	9
はっさく	10	キウイフルーツ	10
いよかん	10	マンゴー	13
ポンカン	11	グアバ	8
シイクワシャー	8	パッションフルーツ	14
日本なし	8		

注：この表の果実以外の果実（別表4の果実を除く。）にあつては、当該果実の搾汁の平均的な糖用屈折計示度を糖用屈折計示度の基準とする。

別表4

果 実 名	酸度の基準 (%)
レモン	4.5

ライム	6
うめ	3.5
かぼす	3.5